広報五城目

発行所　秋田県五城目町役場　編集　総務課
（電話　五城目　501番～505番）
印刷所　五城目印刷所　電話571番（一部五円）

重点実施事項

1. 歩行者、自転車の正しい通行
2. 自転車二輪車の安全運転
3. 酒のみ運転のほくめつ
4. 適正な運行管理と安全運転
5. 道路、踏切の環境整備

交通安全特集号

交通安全旬間

5月22日から5月31日まで

〝交通事故をゼロに〟

全国交通安全運動

五城目町長　小林源四郎
交通安全協会五城目支部長　宮田清三郎

五月二十二日から五月三十一日までの十日間、全国一斉に春の交通安全運動が展開されることになりました。

本町でも交通安全協会五城目支部とともに、期間中警察の交通指導取締りに協力して、街頭の「交通安全指導」を実施しできるだけ事故から尊い人命を守るよう、交通道徳のムードを高めようと努力している次第であります。

そこで、期間中は婦人会、教育委員会、各学校及び幼稚園、消防署、公民館などの各団体からも協力していただき、二十二日、二十五日、二十七日、三十一日の四日間午前七時二十分から八時三十分までと、午後五時から六時までの二回にわたって指定の配置場所についてもらい交通安全の指導に従事していただくことになっています。

交通ルールを守らせ、交通道徳を高め、交通事故防止をスローガンとするこの運動も、最近は事故ゼロで終ったことがないようであります。しかも、運転者か歩行者のどちらかが法を無視したために、事故ゼロの期待がこわされているのです。

二人のうち一人の不注意が町民の明るい生活に、暗いかげを投げているのです。

町民一人一人が「事故を防ぐ事故を起さない」という意欲をもって、この旬間をのり切ることが、将来に明るい光を与えることにもなります。

ご協力ください。

部の編成

五城目地区交通安全協会会則第三条に基き、協会の運営をはかるため、各部の部員を次のとおり定めました。

一、総務部九名（副会長一、理事五、監事一、幹事二）
二、組織指導部　五名（副会長一、理事九、監事一、幹事三、支部長二）
三、宣伝部　二七名（副会長二理事一九、監事五）

なお本町関係の役員は次の方方です。（敬称省略）

▽会長　加賀谷力司
▽副会長　伊藤文太郎
▽理事　宮田清三郎（総務部）大山清吉　小林春雄　加藤甚一（組織指導部）高橋兼太郎　伊藤富司　鳥井市郎　千葉金蔵　工藤博光　石岩源助　近江弘　佐々木勝之助（宣伝部
▽監事　斉藤　明
▽幹事　佐藤　重治

宣伝活動

▼五月二十二日

宣伝部員全員が午前九時三十分までに、五城目警察署に集合し、自衛隊音楽隊とともに五城目地区全管内（五城目、昭和、八郎潟、井川）をパレードし、住民に対して交通安全思想の普及をはかる。

▼五月二十七日

この日は県民総参加の日で、宣伝部会長（伊藤文太郎）同副会長は国道七号線の八重樫建設前で行なう、五城目警察署の交通検問所で、自動車運転者を対象に、パンフレット、リーフレットなど配布し、交通安全思想の普及をはかる。

▼旬間全期間中、広報車で五城目地区全管内に歩行者、自転車の正しい交通、自動車の安全運転などについて呼びかけ、交通安全思想の普及につとめる。

広報車の出動計画

▽五月二十三日（火曜）
午前七時から午前九時三十分まで、一般歩行者、学童、高校生を対象に行なう。（勤務者班長高橋兼太郎　副班長鳥井市郎　班員佐々木勝之助近江弘）
▽五月三十日（火曜）
午前十時から同十二時まで、主婦、路上物件放置者を対象に行なう。（勤務者　班長千葉金蔵　副班長伊藤富司　班員石岩源助　工藤博光）

自衛隊音楽隊のパレード

五月二十二日午前十時から、自衛隊音楽隊（二十一名）を先頭に協会関係者、町村長、交通指導隊員、警察関係者など九十三名参加して、交通安全思想の普及をはかるため、パレードを行ないます。

行進経路は、五城目警察署前を出発し、駅前を通り下町に入り、郵便局前から上町に入り、谷風前の交差点に出て渡辺印舗前で終わりますが、同所で自衛隊の演奏を行なうとともに、会長又は警察署長が聴集者に挨拶します。

山間部も事故多発の傾向

今回の交通安全旬間中における街頭指導は、主として市街地を中心に行なわれますが、最近の交通事故は主要道路における交通事故もさることながら、山間部においても多発の傾向にありますので、山間部を受け持つ駐在所を主体に、婦人会などの会合をもち、特に、幼稚園、保育所、小、中学校などの登校退校時における交通指導や、退校後の事故防止などにも力を入れることになっていますので、こどもを事故から守るために、みなさんのご協力を特にお願いいたします。

交通指導要領

一、歩行者に対して

▽道路の右側を一列に歩かせる。
▽横断歩道や道路の横断は、左右をたしかめさせてから手を上げさせて直角にわたらせる。
▽こどもを道路で遊ばせないように忠告してやる。
▽こどもの親に対して、こどもの手をしっかりつかんで歩かせるようにする。

二、自転車乗りの方に対して

▽道路の左側を一列に通行させる。
▽交差点の一時停止標識のあるところは、一時停止をさせる
▽左、右にまがろうとする人に対して、その方向へ手を上げさせ、合図をさせるように注意する。
▽二人乗りをやめさせる。

三、自動車の運転者に対して

▽交差点は除行させるよう、注意してやる。
▽酒のみ運転や、無免許運転はやめさせる。

四、道路のじゃま物をかたづけるように忠告してやる。

五、交通安全思想のムードを高めるため、通行人に黄色の羽根、チラシを渡して協力を呼びかける。

昭和42年度春の全町交通安全運動実施計画表

日順	月日	実施目標	実施事項	実施要領	責任者
	5月11日～21日	1,安全施設の整備 2,安全運動の協力要請 3,広報資材の整備	1,中央線指導線の整備 2,協力要請書等の発送 3,立看板、横断幕の整備		
1	22日（月）	安全思想の普及徹底	街頭指導及び黄色羽根、チラシ等の配布	園児、児童の登下校時に各地区部毎、役員、部長、婦人会、消防署員、学校、校外指導員、青年会、ボーイスカウトがそれぞれ街頭にでて指導する。	
2	23日（火）	酒のみ運転の追放	飲食店、酒小売店、運転車並びにその雇主の啓発	旧五城目管内の左記関係者と諸会合を開き、自動車を運転するものには酒はのませない、のまない運動を徹底させる 1，日時　13.00　2，場所　警察署	支部長
3	24日（水）	自動車の適正な運行管理と安全整備	座談会及び映画会の開催	自動車運転車及び通行管理者に対して座談会及び映画会を開催する。　1,日時 午後7時　2,場所 中央公民館	町長（公民館）
4	25日（木）	自転車の安全通行	自転車の正しい乗り方について街頭指導	自転車乗用者の左側一列、右左折の合図、一時停止の励行について指導	
5	26日（金）	不法駐車の一掃 道路のじゃまもの排除	街頭指導	各地区部ごとに役員、消防署員、警察官が共同で実施し道路の不正使用の一掃をはかる。	各地区部長
7	27日（土）	交通安全県民総参加の日	関係機関による一斉街頭指導	役員全員と関係機関で歩行者、自転車のりを対象に正しい交通について指導し、安全思想の普及をはかる。	
7	28日（日）	自動二輪の安全運転	法規講習会 映画会の開催	各地区部ごと交通指導隊とタイアップして街頭指導する。 1，日時　17.00　2，富津内	地区部長
8	29日（月）	自動車の安全運転	街頭指導	各地区ごとに交通指導隊の協力を得て警察の検問取り締りにタイアップして街頭指導をする。	各地区部長
9	30日（火）	自転車の安全通行	街頭指導	各地区ごと小、中学校を対象に自転車の一斉検査を実施し、ブレーキ等の故障個所の有無について点検する。	各地区部長
10	31日（水）	歩行者の安全な横断と正しい通行	関係機関による一斉街頭指導	役員全員と関係機関で街頭で歩行者の安全な横断、自転車の正しい乗り方について指導し、かつ歩行者などに強く呼びかけ旬間のよいんを長く持続するよう指導する。	

譲り合いの心を

いつも忘れないドライバーのマナーは、「どうぞ」という譲り合いです。これは、安全運転に大切な心がけです。

もし自分の優先権を主張して来るものには「どうぞ」と譲ってやることです。ときには々無法者に、してやられたと感じる場合もありましょうが…。

優先権は、われ勝になり易いときに、どちらかを先にして秩序を保つために作った規律です。

優先権をわきまえながらもそれにこだわることなく、相手がガムシャラに行動を起すならば、譲ってやるような心がまえが、事故を防ぐ良策ともなります。

強情に道を譲らない者には無理をして事故を起し、道を譲ってやった者は、事故を避けることができます。

優先権は、

⊙アッ危い、そのスピードが死を招く。
⊙一秒待て、心のゆとりが身を守る。
⊙とび出すな、車は急に止まれない。